

ふくいの風

第43号 令和6年6月28日発行

社会福祉法人 福井県聴覚障がい者協会

情報提供施設 福井県聴覚障がい者センター

FAX 0776-63-6692 TEL 0776-63-5572

URL=<http://fukui-deaf.jp/>

理事会・評議員会を開催しました

令和6年度第1回理事会

日時:6月2日(日)13時30分~15時30分 会場:福井県社会福祉センター 2階身障第2研修室

理事6名に対し出席理事5名により、全議題が議決・承認されました。

【決議事項】

- 第1号議題 令和5年度事業報告について
- 第2号議題 令和5年度計算関係書類及び財産目録の承認について
- 第3号議題 定款改定について
- 第4号議題 経理規程改定について
- 第5号議題 役員等報酬規程改定について
- 第6号議題 評議員選任・解任委員会の開催について
- 第7号議題 評議員候補者の推薦について
- 第8号議題 定時評議員会の開催について

【報告事項】

理事長の職務執行状況の報告

令和6年度定時評議員会

日時:6月22日(土)10時~12時 会場:福井県社会福祉センター 2階身障第2研修室

評議員7名に対し出席評議員6名により、全議題が議決・承認されました。

【報告事項】

令和5年度事業報告について

【決議事項】

- 第1号議題 令和5年度計算書類及び財産目録の承認について
- 第2号議題 定款改定について
- 第3号議題 役員等報酬規程改定について

福井地区ふくみみサロン(聴覚障がい者交流会)を開催しました



日 時:令和6年5月17日(金) 午後1時30分
～3時30分
場 所:福井県社会福祉センター 2階 体育館
内 容:レクリエーション(ボッチャ・ディスゲッター)
談話交流
参加者:26名



～参加者よりのご感想～

4チームにわかれ、ディスゲッターとボッチャの試合を楽しみました。ボッチャのルールは難しかったです。皆さん、交流を深めて楽しんでいました。(Aさん)

福井地区ふくみみサロンに参加しました。最初、村上施設長から、合理的配慮が今年4月、努力義務から義務化された事、その内容などの話がありました。聞こえない立場から不便な所、配慮して欲しい所を要望していきたいと思います。その他、公共交通機関の障害者割引(ICOCA)の使い方などの説明もあり、いろいろ

な情報を得ることができた一日でした。その後は、出席した人達と、ボッチャやディスゲッターのゲームを楽しみました。私は2つとも初めての経験で戸惑いましたが皆さんのお応援で楽しく参加出来ました。(Tさん)



私は参加者の中では若手だったのですが、日頃の運動不足と、もって生まれた運動神経の悪さから、全然ダメでした。でも、身体を動かしたり、何かを競ったりするのは、とても盛り上りました。90代の人と



ハイタッチしたのは初めての経験で、本当に楽しかったです。次回は是非、日帰りツアーに行きたいです。北陸新幹線で敦賀に行って、敦賀駅を見学したいです。(Hさん)

令和6年度 開催講座 (R6/6/28 現在)

当センターが県・市町から委託を受け実施している講座で現在開催中もしくは受講者募集中の講座は下記の通りです。※詳細はHPで随時更新します。受講のお申し込みはお早めに!!

講座名	会場	曜日	時間	回数	期間
要約筆記者養成講座 パソコン 募集終了・開催中	県社会福祉センター	土	13-17	21	5/11～ 11/9
要約筆記者養成講座 手書き 募集終了・開催中	県社会福祉センター	日	13-17	21	5/12～ 11/10
手話通訳者養成講座【者Ⅰ】 募集終了・開催中	敦賀市福祉総合センター	火	19-21	36	5/14～ R7.2/4
手話通訳者養成講座【者Ⅱ】 募集終了・開催中	霞の郷温泉	火	19-21	35	4/9～ 12/10
手話通訳者養成講座【者Ⅲ】 募集終了・開催中	県社会福祉センター	水	19-21	13	5/22～ 随時
手話通訳士試験対策講座 募集終了しました	県社会福祉センター ・オンラインZOOM	土	10-12	12	7/6～ 8/31
手話通訳者養成ステップアップ講座 【嶺北】受講者募集中	県社会福祉センター	土	13-15	12	7/28～ 11/16
手話通訳者養成ステップアップ講座 【嶺南】受講者募集中	敦賀市福祉総合センター	木	19-21	12	7/28～ 10/31
県手話奉仕員養成レベルアップ講座 【福井・夜間】募集終了しました	県社会福祉センター	火	19-21	16	7/2～ 11/5
県手話奉仕員養成レベルアップ講座 【福井・昼間】募集終了しました	県社会福祉センター	水	10-12	16	7/3～ 11/20
福井市手話奉仕員養成講座【入・基】 募集終了・開催中	県社会福祉センター	金	19-21	45	4/12～ R7.3/7
越前市手話奉仕員養成講座【入・基】 募集終了・開催中	越前市生涯学習センター 他	水・木・ 金	19-21	46	5/9～ R7.3/5
敦賀市手話奉仕員養成講座【基礎】 募集終了・開催中	敦賀市福祉総合センター	水	19-21	25	5/15～ 11/27
越前町手話奉仕員養成講座【基礎】 募集終了・開催中	越前町生涯学習センター	火	19-21	25	6/4～ 11/26
大野市手話奉仕員養成講座【基礎】 募集終了・開催中	多田記念大野有終会館	木	19-21	25	6/6～ 11/28
勝山市手話奉仕員養成講座【入門】 募集終了しました	福祉健康センター	金	19-21	23	7/26～ R7.1/17
福井市手話奉仕員フォローアップ講座 【昼間】受講者募集中	県社会福祉センター	土	10-12	11	8/24～ 11/30

障害者差別解消法が改正されました

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、民間の事業者も障害のある人の求めに応じて合理的な配慮を行うことが義務づけられました。合理的配慮とは、障害のある方が障害のない方と同じようにサービスなどを受けるために、それぞれの障害の特性に合わせて必要な配慮や工夫を提供することです。

- (例えば)
- ・高いところに陳列された商品を取って渡す。
 - ・筆談、手話、読み上げなどを用いて手続きを行う。
 - ・飲食店でメニューをわかりやすく説明したり、写真を活用したりする。
 - ・入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化されます！

内閣府

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら
共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さんもどのような取組ができるか、
このリーフレットを通じて考えてていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

目次

- ・表紙 1
- ・共生社会の実現に向けて 2
- ・合理的配慮の提供とは 4
- ・「合理的配慮」には対話が重要です！ 6
- ・不当な差別的取扱いとは 8
- ・障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト 10
- ・困ったときは 12



敦賀地区　ふくみみサロン(聴覚障がい者交流会)のご案内

日 時：令和6年7月15日(月・祝)午後1時30分～3時30分

場 所：敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ 1階 あいあいホール

内 容：血圧・体温測定、レクリエーション(ボッチャ・モルック)、談話交流

参加費：無料



持ち物：飲み物、汗ふきタオル、運動靴(館内) 動きやすい服装で参加してね。

申込締切：7月8日(月)まで

申込先：福井県聴覚障がい者センター FAX0776-63-6692

(〒910-0026 福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内 2F)

職員が出席・参加しました

5月31日(金)

第2ブロック施設長会議に施設長が出席しました。(オンライン)



6月13日(木)～14日(金)

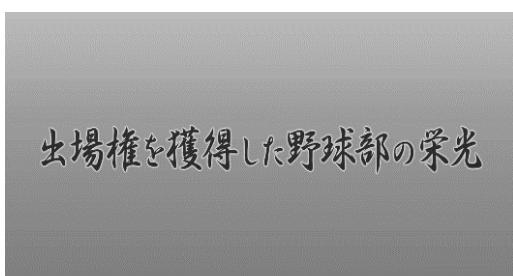
全国聴覚障害者情報提供施設協議会総会および施設大会に施設長が出席しました。

会場：みやぎハートフルセンター

手話・字幕付き動画を制作しました

① 「出場権を獲得した野球部の栄光」

50年前の福井県立ろう学校軟式野球部で起こった差別について、当時の選手たちがそれぞれの思いを語りました。



② 「行こっせ！ デフ・ワールド（蒔絵・漆画編）」

福井県在住のろう蒔絵師・漆画家の工房を訪問し、仕事や夢について語っていただきました。



福井県聴覚障がい者センターHP または福井県聴覚障がい者協会 YouTube に Up されていますのでぜひ、ご鑑賞ください。今後も随時更新していきます